千葉市関東・全国高等学校各種大会参加事業補助金交付要綱

（趣旨）
第１条　市長は、本市の高等学校及び中等教育学校の後期課程(以下「高等学校等」という。）における文化活動及び学校体育の振興を図るため、千葉市立高等学校等の生徒が千葉県代表として関東大会（南関東、東関東を含む）以上の各種大会に参加することに係る経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和６０年千葉市規則第８号。以下「規則」という。）に基づき、千葉市関東・全国高等学校各種大会参加事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（補助事業）
第２条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
（１）高等学校が種目別に組織する団体において、主催又は共催する関東及び全国大会
（２）その他市長が特に必要であると認める大会

（交付対象）
第３条　補助金の交付対象とする生徒は、第２条に定める各種大会の要綱に定める範囲の人数とする。

（補助対象経費及び補助金額）
第４条　補助対象経費は、補助事業に要する経費のうち、交通費、宿泊費及び運搬費とし、補助金額は、別表により算出した金額、又は他の補助による金額を差し引いた実負担額のうち、いずれか低い金額とする。ただし、１０円未満は切り捨てる。

（交付の申請）
第５条　補助金の申請は、市長が定める期日までに校長が行い、千葉市関東・全国高等学校各種大会参加事業補助金交付申請書（様式第１号）によるものとする。
２　校長は、規則第３条の規定により、補助金の交付を申請しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
（１）大会参加計画書（様式第１号別紙１）
（２）収支予算書（様式第１号別紙２）
（３）委任状（様式第１号別紙３）
（４）大会要項

（交付の条件）
第６条　規則第５条第１項第４号の規定により、附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
（１）補助金を申請書記載の用途以外に使用してはならないこと。
（２）補助金の使途について、市の監査がある場合は、拒むことができないこと。
（３）必要があるときは、この事業遂行の状況について報告を求め、又は説明を求めることがあること。

（交付決定の通知）
第７条　規則第６条の規定による通知は、千葉市関東・全国高等学校各種大会参加事業補助金交付決定通知書（様式第２号）によるものとする。

（変更交付の申請等）

第８条　校長が、規則第５条第１項第１号の規定により、承認を受けようとするときは、千葉市関東・全国高等学校各種大会参加事業変更承認申請書（様式第３号）によるものとする。

２　市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、速やかに千葉市関東・全国高等学校各種大会参加事業補助金変更交付決定（不決定）通知書（様式第４号）により通知するものとする。

３　校長が、規則第５条第１項第２号の規定により、承認を受けようとするときは、千葉市関東・全国高等学校各種大会参加事業中止（廃止）承認申請書（様式第５号）によるものとする。

４　市長は、前項の規定による中止（廃止）承認の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、速やかに千葉市関東・全国高等学校各種大会参加事業中止（廃止）承認（不承認）決定通知書（様式第６号）により通知するものとする。

（実績報告）

第９条　校長が、規則第１２条の規定により、報告をしようとするときは、補助事業完了後２０日以内に、千葉市関東・全国高等学校各種大会参加事業実績報告書（様式第７号）によるものとする。

２　必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

（１）収支決算書（様式第７号別紙）

（２）大会日程及び結果一覧

（３）その他市長が必要と認めるもの

（額の確定通知）

第１０条　規則第１３条の規定による通知は、千葉市関東・全国高等学校各種大会参加事業補助金額確定通知書（様式第８号）によるものとする。

（交付の請求）

第１１条　校長が、規則第１６条第１項の規定により、補助金の交付を請求しようとするときは、関東・全国高等学校各種大会参加事業補助金交付請求書（様式第９号）によるものとする。

２　校長が、規則第１６条第２項において準用する同条第１項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市関東・全国高等学校各種大会参加事業補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第１０号）によるものとする。

（決定の取消通知）

第１２条　規則第１７条第３項において準用する規則第６条の規定による通知は、千葉市関東・全国高等学校各種大会参加事業補助金交付決定取消通知書（様式第１１号）によるものとする。

（返還命令）

第１３条　規則第１８条第１項又は第２項の規定による返還命令は、千葉市関東・全国高等学校各種大会参加事業補助金返還命令書（様式第１２号）によるものとする。

附　則

１　この要綱は平成２８年７月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は令和元年５月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は令和３年８月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は令和７年４月１日から施行する。

＜別表＞

「千葉市関東・全国高等学校各種大会参加事業補助金交付要綱」第４条の補助対象経費及び補助する金額は、下表のとおりとする。ただし、当該校の所在地から大会開催場所までの距離が 100ｋｍ未満の場合は補助対象外とする。

区分	補助対象経費	補助する金額
交通費	当該校の所在地の最寄り駅から大会開催場所までの交通費とし、最も経済的な順路で計算した額とする。 ただし、航空機やバスを利用する場合は、実際に利用した料金とする。	補助対象経費の２分の１ 一人当たり１０，０００円を上限とする。
宿泊費	大会要項に規定する日数の中で、競技及び公式行事に係る必要最低限の日数とする。	補助対象経費の２分の１ 一人１泊当たり６，０００円を上限とする。
運搬費	大会に出場するために必要な楽器又は道具の運搬に係る貨物輸送相当とする。	補助対象経費の３分の１